

## 研究論文

# 北松炭田地域におけるA養護老人ホームと そこに暮らす人々の歴史研究

堀内 啓子\*  
山崎 登志子†  
木村 チツル‡

## I はじめに

北松炭田地域とは、長崎県北部の北松浦半島一帯にある炭田地域を指す。採炭事業の歴史は江戸後期に遡るが、明治時代に入り、国策として石炭鉱業の近代化が奨励されると近代的設備が整った炭鉱が相次いで開かれた。全国的には石炭産業が低迷の兆しを見せていた昭和30年代初頭、北松炭田地域の採炭事業は操業中の炭鉱98か所、年間出炭量336万トン（全国5500万トン、長崎県600万トン）、従業員総数約18,000人（長崎県40,000人）に及んだといわれる。したがって、北松炭田地域の採炭事業においては最盛期ともいわれる。長崎県内で最も出炭量が多かった地域である。佐世保港の艦船や周囲の諸工場に供給し、その発展を支えた。その後エネルギー革命の進行に伴う合理化の中で閉山が急速に進み、1973（昭和48）年11月を最後に北松炭田地域の石炭採掘の歴史は終わった。地域の中核産業であった採炭事業（国勢調査：1957年で全体の約57%が採炭事業を含む鉱業従事者）の終了は、街の様相を一夜にして変えてしまう結果となったといわれる。

一方、1963（昭和38）年の老人福祉法に基づく高齢者施設は、利用者の状態に応じ特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームに区分されるが、目的、方針、設備及び運営に関する基準など各々異なる。つまり常時介護を必要とするが居宅で困難な65歳以上の者を収容し、日常の介護を行う特別養護老人ホーム、無料または低額な料金で地域での生活が困難な60歳上の者を収容し、日常生活の支援を行う軽費老人ホーム、身体上・精神上（のちに削除）及び環境上・経済上の理由から地域での生活が困難な65歳上の者を収容し、自立した生活復帰と社会参加をめざす養護老人ホームである。これら老人ホームの原初として東京聖ヒルダ院養老院が挙げられ、高齢者だけを収容保護する目的で1895（明治28）年に開設された。その後、神戸友愛養老院、名古屋養老院、大阪養老院、東京養老院の開設が続く。しかしながら、戦前の社会福祉関係法においては高齢者という区分はされておらず、生活困窮者として旧生活保護法に基づく保護施設において援護を受けた。

養老院は今日の養護老人ホームの前身になるが、救貧施設としての性格は現在においても変

\*長崎県立大学看護栄養学部教授

†社会福祉法人・東京有隣会第2有隣ホーム施設長

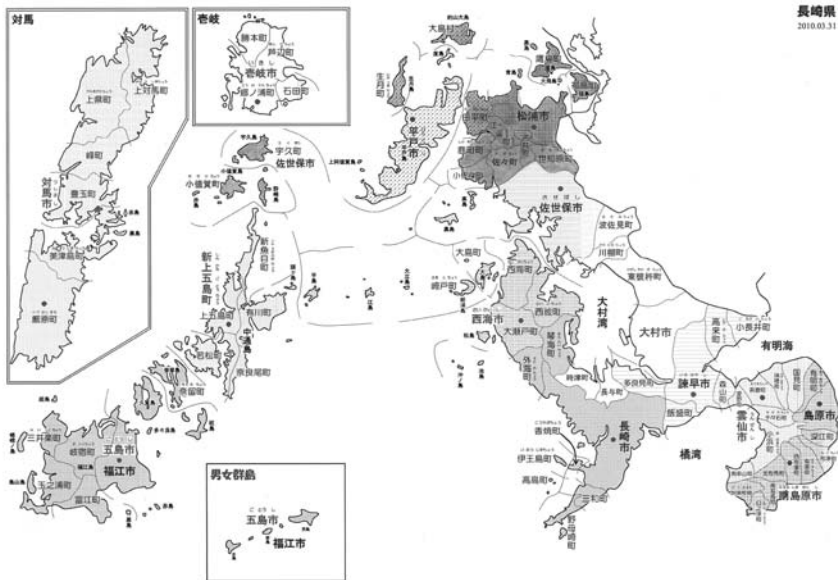
‡長崎市桜馬場地域包括支援センター管理者及び主任介護支援専門員

化はなく、措置制度のもと対応している。当時の厚生白書によれば、養老院の数は1950(昭和25)年に172施設、1955(昭和30)年に460施設、1960(昭和35)年に607施設と急増し、10年間で約3.5倍となっている。昭和35年度版厚生白書の中でこの増加要因を、「高齢人口の急増」と、「家族による私的扶養の方式が崩れつつあるため」と挙げている。増加はこの3年後の老人福祉法制定にも影響を与えた。制定の経緯について、①戦後の急速な出生率の低下及び公衆衛生の向上等に基づく死亡率の減少による高齢人口の増加が予想されること、②第一次産業に従事している高齢者が多い(60歳以上男子56%)が、産業構造の近代化に伴い第一次産業部門の需要が減少することによる高齢者の就業困難が予想されること、③高齢者に対する私的扶養は家族生活の形体のうえでも、一般の国民の意識のうえでも漸次減退を見せる傾向にあること、④社会環境が都市的、画一的、近代的な

ものへと変化し、高齢者にとって住みにくい環境となる傾向にあること、等が挙げられている。つまり高齢人口の増加と就業問題、家族制度の崩壊、社会環境の変化、の4つが老人福祉法制定の要因となった<sup>1)</sup>。

このような歴史的背景の中で、研究対象であるA養護老人ホームは1960(昭和35)年4月に北松浦半島一帯1市11町2村(図1、松浦市・生月町・宇久町・江迎町・小値賀町・小佐々町・佐々町・鹿町町・世知原町・田平町・福島町・吉井町・鷹島村(のち町)、大島村)の共同利用施設「養老院」として、生活保護法に規定する老人収容を目的に開設され、所在地の鹿町町が管理運営にあたった。1952(昭和27)年には平戸にすでに町立養老院があったが、北松浦半島一帯としては初めての養老院である。元施設職員は施設開設のきっかけを、「開設当初、国による石炭から石油への『戦後エネルギー政策』の変換により、それまで町や地域の中核産

図1 北松炭田地域分布図



出所：国土交通省国土地理院全国都道府県・市町村合併新旧一覧図 長崎県  
<http://www.gsi.go.jp/common/000049773.pdf> 一部改変

業であった採炭が終了し、炭鉱の閉山、それにより町や地域が、あたかも一夜にして崩壊し、働き手は町を出た。残された風景は『自然』そのものと、行き場を失った高齢者たちであった。その高齢者の『生活の場』として設立された」と述べている<sup>2</sup>。したがって、石炭産業と高齢者問題を切り離して考えることはできない。

先行研究として、北海道、福岡を中心とした施設及び炭鉱に関する著書や研究は多く認められるが、北松炭田地域に関するものは郷土史を除き多くを認めることはできない。本研究により、炭田地域においてエネルギー政策の変換という国策の中で、行き場を失った高齢者の実態を知ることは施設設置の意義を問うことに繋がる。したがって、本研究の目的は、エネルギー政策変換の中で北松炭田地域に北松浦半島一帯の共同利用施設として開設されたA養護老人ホームの歴史とそこで暮らす高齢者の実態を報告するとともに、当時の社会背景を通して施設設置の意義を明らかにすることにある。なお、研究対象期間は1960（昭和35）年開設の年から民間に移行する前年度の2004（平成16）年3月末までの町行政下であった44年間とする。

なお、文中の下線部は、本研究の重要なキーワードとして示した。

## II 研究方法

第一次資料として除籍簿や介護記録、研修記録、事務引き継ぎ書、第二次資料として『創立50周年記念誌』を用い、入所者の背景や入所理由等について分析しまとめる。また、情報確認の必要な箇所については元職員への聞き取りを行う。施設変遷及び当時の社会背景については郷土史や炭鉱誌を参考にする。

## III 倫理的配慮

2010年に当時施設管理運営にあたった鹿町町町長及び施設管理責任者（理事長）に対し、調査目的・方法、A養護老人ホームの入所者に関する記録及び関係諸資料の使用、個人情報の保護等について記載した文書を提出し、調査・研究の承諾を得た。さらに今回の発表に際し、再度、施設管理責任者に文書をもって承諾を得た。

## IV 結果 A養護老人ホームの歴史とそこに暮らす人々の実態

### 1. A養護老人ホームの変遷とそれを取り巻く社会環境

#### 1) 施設の変遷

表1は、施設変遷とそれを取り巻く社会環境をまとめたものである。1958（昭和33）年4月、北松浦郡町村の意見として長崎県に対し、鹿町町への北松浦郡の養老院建設案を陳情した（老人福祉法第15条「市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届ける」）。また同年同月の鹿町町広報誌『ししまち（昭和33年4月10日発行）』において、「運営は教育的立場から意義がある」という町長の言葉を掲載している。しかしながら、その意義の根拠は明らかにされていない。同年9月には町議会において公共事業費削減のため建設は見送りとなった。1959（昭和34）年11月、一旦見送られていた養老院建設は開始された。翌1960年1月1日の鹿町町広報誌『鹿町』において、町長の「新年の挨拶」として、「郡下の恵まれないうお年寄りを収容する養老院の建設が始まりました。収容定員63名で生活扶助料をもらって生活している60歳以上の老人が収容されます。」と

掲載している。同年3月25日にA町立養老院落成、4月1日に北松浦半島一帯1市11町2村の共同利用施設として開設した。運営管理は施設が立地されている鹿町町が行った。管理棟は元小学校分教場校舎を改築し、老人棟2棟のみ新築した。そこが行き場を失った高齢者の『生活の場』となった。

行き場を失った高齢者の中には、1959(昭和34)年に制定された炭鉱離職者臨時措置法から

も漏れてしまった高齢者も含まれる。炭鉱離職者臨時措置法とは炭鉱離職者の職業安定法である。炭鉱離職者の現状及び今後の雇用動向等に鑑み、職業の転換支援、職業訓練、再就職に関する援護等により職業及び生活の安定を図る目的がある。しかし、高齢のため転職困難、あるいは何らかの事情で就労機会を失ってしまった高齢者はかつての炭鉱地域に留まり、一部の者は老人ホーム(養老院)に入所した。その3

表1 A養護老人ホームの変遷とそれを取り巻く社会環境

年次	施設変遷	北松炭田地域及び社会環境
1958 (S.33)	(4月)北松浦郡町村長から長崎県に対し建設の陳情書提出 公共事業費の削減により見送り	3月末長崎県内の石炭による災害死傷による労災9,630人、(北松)失業増大、1~5月発行離職票1,694人分、うち86.8%が元鉱夫、炭労争議の頻発
1959 (S.34)	(11月)建設開始、小学校分教場跡に管理棟、老人棟2棟新築	(北松)炭鉱離職者数2,925人(1957年4月から1959年9月まで)、炭坑離職者臨時措置法制定、労働組合の政治闘争化
1960 (S.35)	(4月)1市11町2村の共同利用施設「養老院」として開設、対象年齢60歳以上高齢者、収容定員63人、職員8人(院長1・事務職員1・看護師(兼)1・寮母2・嘱託医1・雇員2)	景気の後退、三井三池争議(1957年炭坑閉山)、炭鉱ストライキの頻発、(北松)ブラジル移民団出発
1961 (S.36)		産炭地域振興臨時措置法制定(経済社会活動の場として再生発展のため)、国民皆年金制度、(北松)炭鉱離職者職業訓練開始
1962 (S.37)		(北松)南米移民団(7家族)出発
1963 (S.38)	老人施設として名称変更、寮母の増員、職員9人(院長1・事務職員1・看護師1・寮母3・嘱託医1・雇員2)	不況ムード、企業格差の増大、老人福祉法制定(施設の3区分化)、(北松)ポリビア移民団(3家族)出発
1964 (S.39)	院長から園長へ改称、職員9人(園長1・事務職員1・看護師1・寮母3・嘱託医1・雇員2)	
1970 (S.45)		過疎地域振興計画
1972 (S.47)		「社会福祉施設の緊急整備について」答申(収容の場から生活の場への変換をめざし)

1973 (S.48)		物価暴騰・オイルショック 石炭の見直しへ 北松炭田地域の石炭採掘終了(閉山)(北松) 企業誘致(地域の再生発展のため)
1974 (S.49)	(3月)収容定員60人、生活指導員、栄養士、 調理員の設置、職員14人(園長1・事務職員 1・生活指導員1・看護師1・寮母3・ <u>栄養 士1</u> ・調理員3・嘱託医1・雇員2)	「社会福祉施設整備計画の改定について」答 申(職員の配置等)
1975 (S.50)	(4月)寮母の増員、職員15人(園長1・事 務職員1・生活指導員1・看護師1・寮母 4・ <u>栄養士1</u> ・調理員3・嘱託医1・雇員 2)	
1978 (S.53)	(2月)寮母、調理員の増員、職員18人(園 長1・事務職員1・生活指導員1・看護師 1・ <u>寮母6</u> ・ <u>栄養士1</u> ・ <u>調理員4</u> ・嘱託医 1・雇員2)	
1990 (H.2)		バブル崩壊と不況、雇用不安顕在化
2004 (H.16)	(3月)民間に移行、(4月)園長から施設 長へ・寮母から介護員へ改称、事務職員の増 員と調理員の削減、職員18人(施設長1・ <u>事 務職員2</u> ・生活指導員1・看護師1・ <u>介護員 9</u> ・ <u>栄養士1</u> ・ <u>調理員0</u> ・嘱託医1・雇員 2)	
2006 (H.18)		老人福祉法改正「養護老人ホームの入所要件 と施設目的の変更」

\* 職員数欄の下線は名称・数の変化を示す。筆者作成。

年後の1963(昭和38)年8月、老人福祉法制定に基づき養老院は養護老人ホームに名称変更される。また、制定により入所要件として65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由とともに「身体上若しくは精神上の理由」が挙げられていたが、2006(平成18)年の改正により入所要件とともに施設目的の変更がされた。入所要件については、「身体上若しくは精神上」の要件が削除された。また施設目的については、積極的な自立支援の指向が位置づけられる文言となった。したがって、今日の老人福祉法に基づく養護老人ホームとは、「65歳以上の者であっ

て、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練を行うことを目的とする入所施設」である(社会福祉用語辞典)。ただし環境上の理由について、健康状態は、「入院加療を要する病態でないこと」、環境の状況は、「現在おかれている環境下では在宅において生活することが困難であること」とされている。したがって、「身体上若しくは精神上の理由」は問わない、措置の対象外とするものではないことが老人ホーム

の入所措置等の指針に示されている。その後も法律改正等により施設概要は少しずつ変化しながら、2004(平成16)年に町行政下から民間に移行された。

職員配置について、寮母の職務内容は身辺介助、掃除洗濯とそれに付随する雑務、生活指導等で家事労働の延長であり、主婦の誰もがやっている仕事で、専門職として位置付けることは難しいとされていた。2004年に介護員へ改称されている。雇員は当直要員で、生活指導員は基準第5条で規定されている、「被収容者の生活の向上をはかるため適切な指導を行なう能力を有すると認められる者」である。1974(昭和49)年の社会福祉施設整備計画の改定に基づき生活指導員とともに、栄養士及び調理師の設置がされている。元職員によれば、それまでは町役場の栄養士が日中勤務しており、調理員は夫婦住み込みで食事を作り、寝泊まりもしていたという。したがって、雇員以外の職員の当直はなかったといわれる。このことから食事は開設当初から栄養士及び調理師の両者で準備をしていたが、養老院の職員数に含まれていなかったものと推察される。

以上、政策の変更は養老院から養護老人ホームへの名称変更や入所要件、入所者の待遇、職員配置等にも影響を与えた。

## 2) 施設を取り巻く社会環境

1958(昭和33)年、A養老院(のちの養護老人ホーム)建設案が出た頃は炭鉱労働者の争議やストライキが全国的に多発し、景気はすでに後退していた。その年の後半に岩戸景気に入っても石炭産業は好景気に転じなかった。その原因は、景気変動ではなくエネルギー革命にあったからだといわれる。これにより中小炭鉱は倒産が相次いだ。また倒産を免れた炭鉱でも賃金

の遅れや資材の未払いが広がり、企業整備や人員整備に取り組みなければならない状況にあった。そんな中、1959(昭和34)年には炭鉱離職者臨時措置法が制定されるが、離職者が滞留した産炭地域の問題は社会問題に発展したといわれる<sup>3</sup>。

北松炭田地域も石炭産業の動向に大きく影響を受け、鹿町町では1954(昭和29)年から炭鉱の休廃鉱が始まり失業者が続出した。そのため、当時から失業対策事業として海岸線新設工事や道路工事、敷地造成工事などが継続して行われている。1961(昭和36)年、経済社会活動の場として地域の再生発展のため産炭地域振興臨時措置法が制定されるとともに、炭鉱離職者職業訓練も開始された。1973(昭和48)年には鹿町町を含む北松炭田地域における石炭採掘の歴史は終わった。その年のオイルショックは、1958(昭和33)年以来、15年にわたって斜陽産業として全国的に苦悩を続けてきた石炭の見直しの転機となった。しかし、排煙による公害規制、貯炭場や灰捨場の入手難などにより国内炭の需要増にはならなかった。その後、石炭の単価は3倍に上昇しても、同時に経費も上昇し赤字経営は続いた。また円高により海外炭が割安となり国内炭の貯蔵は増加したといわれる。その後、産炭地域の跡地利用と地域経済浮揚のために硝子の原料製造業やメリヤスシャツ類の製造業、漁船・ボート製造業、紳士用ワイシャツ製造業等4社の企業誘致が行われた。また注目されるのは、1960(昭和35)年からブラジル、南米、ポリビアに移民団が出発した点であり、低迷する地域経済からの脱出であったと推察される。

さて、石炭産業が深刻化した1954(昭和29)年当時の鹿町町を含む北松炭田地域の炭鉱及びそこに暮らす人々の生活状況の一端を、『炭鉱

誌『長崎県石炭史年表』から一部抜粋し、資料として下記に示した。この中で、炭鉱地区における生活の困窮化、欠食児童・長欠児童の増加、生活苦による精神症状の発症、汚水による感染症の発生、年少者の人身売買、母親の日雇い稼ぎ（抗夫や主婦の売春等として）による養育基盤の脆弱化、家族崩壊などの実態を見ることができ<sup>4,5</sup>。国策であるエネルギー政策の変換は、人々の安全と豊かな暮らしを護る憲法25条に規定する生存権の保障を揺るがす問題を顕在化させていた。

資料 昭和29年北松炭田地域の炭鉱及び人々の生活状況

- (1月) 鉱害 佐々川流域の世知原、吉井、佐々、水洗炭汚水で被害
- (2月) 鹿町町2抗閉山
- (3月) 中小鉱業1～3月休廃止19鉱、小佐々町1抗開抗
- (4月) 県内不況、1953年4月129鉱43,300人、1954年4月106鉱37,900人で減少、休廃坑23鉱（小鉱が大部分）
- (6月) 北松県教委、児童救済 北松地区高校生の授業料免除申請の通達、小中学生向ビスケット5,000人分送付予定
- 臨時県教育委員会会議報告「健康障害、不良化のおそれ」で対策：無償給食実施、ユニセフミルク・乾パンの配布、義捐金募集の県民運動、政府への協力申し入れ
- 吉井町吉井北小450人の過半数（炭鉱地区の子弟）240人が昼食を持たず登校、長欠20人、健康診断（純炭鉱関係170人、給食164人対象）の結果：栄養失調寸前78人で短縮授業開始
- 鹿町町鹿町小1,034人中炭鉱地区指子弟96人弁当なし、栄養失調186人、長欠20人、学用品不足180人
- 鹿町町鹿町中470人中長欠15人、朝

夕食ぬき弁当だけ40人

北松地域欠食児童報告（県教委）  
（全体）休廃坑で犯罪増加、人身売買、日雇稼ぎへの転向、子どもの学力低下・不良化が目立つ。（長欠）850人で理由は母親の日雇稼ぎで留守番、子守など家事、生活困窮、母親と一緒に労働、昼食・学用品がない、生活苦による家族の発狂。（短期欠席者）4,473人で理由は食事がない、断続的欠食、代用品で体力不足、家庭不和。（欠食児）朝710人、昼1,260人、夕419人、食事なし、芋・そうめん・うどんの代用食、現金収入がなく調味料のみを副食とし野菜でくいつなく、1日1度のぞうすい、じゃがの代用食

- (7月) 県内町村赤字、北松11を含む計17の炭鉱町村窮乏。休止38鉱、廃止41鉱 北松児童救済 県教祖メリケン粉をパン工場へ送り欠食児に配給、ゼノ神父から鹿町小へ菓子・衣類等、その他日赤等から募金品や慰品の提供 松浦炭鉱社宅で子ども・大人の集団赤痢、原因は鉱水道ろ過施設での殺菌の不完全
- 鹿町町1抗閉山
- 北松給食拡大化、5校のみ完全給食
- (12月) 県内賃金未払 炭鉱42件、造船28件、県内全111抗のうち休廃22抗、大手9及び中小80が出炭制限
- 北松企業整備38鉱4,300人対象、松浦市2抗開抗、鷹島村2抗閉山、鹿町町1抗閉山

出所：前川雅夫『炭鉱誌 長崎県石炭史年表』葦書房、1990年、594～602ページより転記。

## 2. A養護老人ホームに暮らす人々の実態

開設当初の入所者は、生活保護法のもと原則60歳以上の行き場のない高齢者であった。その後、老人福祉法のもと65歳以上の者で、「経済的理由」「環境上の理由」「身体上・精神上の理由」に限ると規定された。これらの経緯を踏ま

え、入所時の年齢、性別、本籍地、入所前の住まい、入所理由、入所直前の職業、障害の有無を俯瞰する。なお入所理由については、入所者本人および身元引受人や関係者の発言やその状況を自治体の職員が判断し、上記3点の理由のいずれかに該当した場合に措置を行った。したがって、その際の記録を使用しカテゴリー分類を行っている。

(1) 入所時の年齢

開設された1960年12月末日は、50歳代8人、60歳代17人、70歳代14人、80歳代5人の計44人の者が入所していた。

図2では、60歳代の者は減少傾向にあり、1989年以降平成期は低位に推移する。70歳代の者は1988年までの昭和期は高位に推移しているが、平成期は減少傾向にある。80歳代の者は1980年以降上昇傾向にあり、1989年平成期に入るや70歳代の者に代わり上位に推移する。同じく90歳以上の者も平成期から上昇傾向にあり、施設の高齢化が伺える。

なお老人福祉法では対象年齢を65歳以上とし

ているが、60歳以下の者であっても、老衰が著しく、かつ救護施設に余力がないため入所できない場合や、初老期における認知症がある場合などいくつかの特例が老人ホームの入所等の指針に示されている。この点から時折50歳以上の者の入所も認められたと推察される。

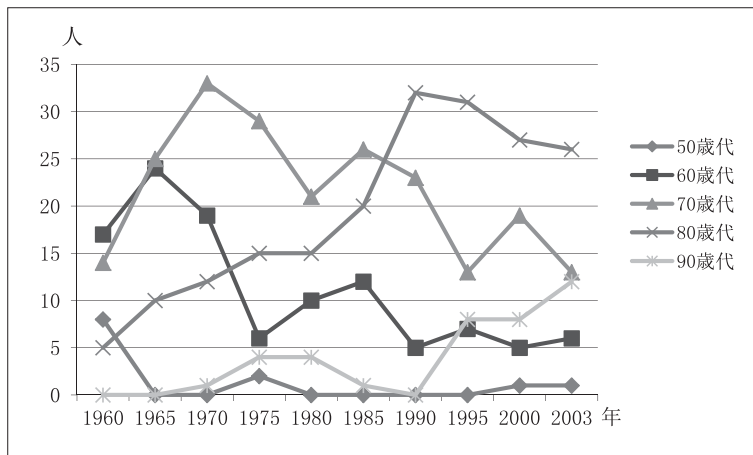
(2) 入所時の性別

1960年は44人(12月末日)の入所者で男女同数であった。図3では、次第に男女差は広がり、平成期に入ってから女性が増加し、年間40人前後を受け入れている。一方、男性は減少し、年間15人前後を受け入れている。その後ともに変動は認められない。

(3) 入所時の本籍地

表2では、1960年から2003年末までに597人の高齢者の入所があったが、うち北松浦郡を本籍とする者が半数を占める。次に、長崎県内、九州圏内と続く。九州圏内を除く全国は8.7%に及ぶが、地域差は認められなかった。また、1960年代は北松浦郡に続き長崎県を除く九州圏

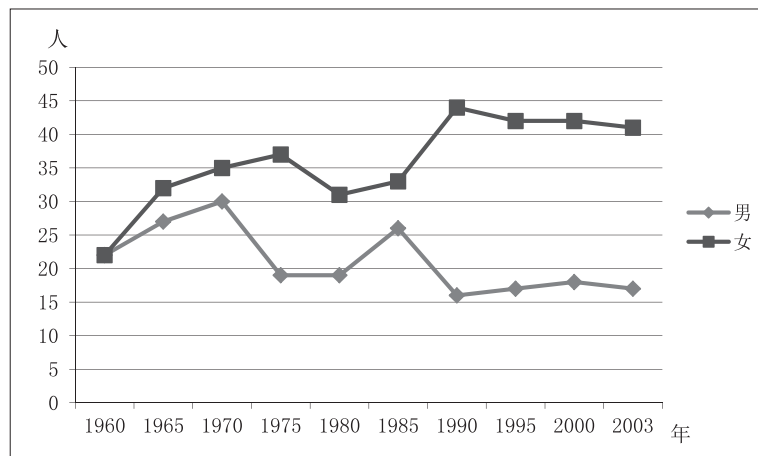
図2 入所時の年齢



注) 12月末日集計



図3 入所時の性別



注) 12月末日集計

表2 入所時の本籍地

本籍地 入所年	北松浦郡	長崎県内 (北松浦郡 を除く)	九州圏内 (長崎県を 除く)	全国 (九州圏内 を除く)	不明	韓国	年度計
1960～1969	72	35	63	21	2	0	193
1970～1979	87	25	16	13	5	0	146
1980～1989	76	23	13	10	1	1	124
1990～1999	56	11	7	4	3	0	81
2000～2003	37	9	2	4	0	1	53
計(割合%)	32(54.9)	10(17.3)	10(16.9)	5(8.7)	1(1.8)	2(0.4)	59(100)

注) 12月末日集計 注) 単位: 人

内に本籍をおく者が多いが、1970年以降は北松浦郡に続きその周辺の長崎県内に本籍をおく者が多い。さらに、北松浦郡及び長崎県に本籍をおく者を合わせると全体の7割を超える。なお1990年以降入所者の減少傾向にあることから、入所者の高齢化が伺える。

なお韓国籍の入所者について、江迎炭鉱では採炭夫の減少を朝鮮人労働者で補ったことが、当時の「賃金台帳」で確認でき、採炭作業の大半を担っていたといわれる<sup>6</sup>。

#### (4) 入所前住所

表3では、1市11町2村に住所がある者は547人で大半を占め、近隣の平戸市等長崎県内に住所がある者も含めると、全体の99%強を占める。特に施設がある鹿町町が全体の17%で、これを中心に近辺に広がり、1市11町2村の近隣へさらに広がっている。このことから、共同利用施設としての役割を担っていることが分かる。

#### (5) 入所前の住まい

1960年4月1日は在宅18、不明29の計47人の

表3 入所前住所

単位：人

入所年	1市11町2村														平戸市	佐世保市	東彼杵郡	大瀬戸町	南高来郡	福岡県	不明	年度計	
	鹿町町	江迎町	佐々町	松浦市	吉井町	小佐々町	田平町	福島町	大島村	生月町	宇久町	小値賀町	鷹島村	世知原町									
1960～1969	34	15	19	32	14	4	11	17	5		8	1	6	10	4	3	8		1	1		193	
1970～1979	23	20	17	11	7	11	4	4	10	4	7	15	2	6	2			1				2	146
1980～1989	19	13	16	1	11	10	11	2	6	9	2	5	6		5	7						1	124
1990～1999	19	8	5	1	7	9	7	4	3	2	2		4	1	9								81
2000～2003	8	11	5	1	6	5	2			6	2			1	4	2							53
計	103	67	62	46	45	39	35	27	24	21	21	21	18	18	24	12	8	1	1	1	3	597	

注) 12月末日集計

表4 入所前の住まい

入所年	住まい	在宅	施設	病院 (精神科)	不明	年度計
1960～1969		86	1	5(1)	79	193
1970～1979		107	3	21(9)		146
1980～1989		77	2	40(12)	1	124
1990～1999		40	17	20(3)	1	81
2000～2003		31	13	9(1)	0	53
計(割合%)		341(61.7)	36(6.5)	95(26) (17.2)	81(14.6)	553(100)

注) 4月1日集計 注) 単位：人

表5 入所理由(在宅から入所へ)

理由	入所年	1960～1969	1970～1979	1980～1989	1990～1999	2000～2003	年度計
同居者との同居が困難		32	25	20	12	4	93
介護が受けられない		9	22	9	9	4	53
心身状態の低下		3	13	15	9	11	51
住む所がない		8	21	13	2		44
共同生活を希望		6	8	8			22
経済的困難		14	6	1	1		22
周囲に迷惑をかけている		5	4	2	4	4	19
将来の不安		1	3	5	2	3	14
同居家族の入所に伴い一緒に			3	1	1	2	7
看護・介護を受けたい				2		2	4
周囲に迷惑をかけたくない			1			1	2
不明		8	1	1			10
計		86	107	77	40	31	341

注) 単位：人

入所者で開設された。表4では、1960年から2003年未までに553人の高齢者の入所があったが、うち在宅者は全体の約6割を超えている。また病院から施設への入所者も多く、全体の約17%を占め、そのうち約3割弱が精神疾患をもつ者である。次に施設が続くが、前述の3か所のいずれも含まれない不明者は81人で多く、しかも、その大半が開設当初に偏っている。これは炭鉱の不況による賃金の未払いや失職等、あるいは関連事業の影響により住まいを転々とする者が多かったためではないかと考える。

#### (6) 入所理由

在宅からの入所者は341人である。表5では、その主な入所理由として、「同居者との同居が困難」「介護が受けられない」「心身状態の低下」「住む所がない」の順に挙げられるが、「家庭の事情」「住宅事情」「経済的事情」「病気・障害」等に類型化される。つまり心身の状態が低下しているにもかかわらず、看護・介護を受けたいが受けられない状況や同居者の経済的困難な状況が伺える。また、5位に位置する「共同生活を希望」については他の理由と異なり、人と交わってほしいという入所者の思いが伺える。

#### (7) 入所直前の職業

表6では、男性の場合、「炭坑」に就労していた者が最も多く、1960年から1989年までの昭和期において入所者が多い。次いで「農業」「建設業」が続く。「その他」の内訳は、製鉄所、鉄工所、製剤工場、網修理、旅館、庭師、火葬場、商店、竹細工問などで1～2人が就労していた。

女性の場合、「女中・家政婦・奉公・家事手伝」が最も多く、男性と同様に1960年から1989

年までの昭和期において入所者が多い。次いで「農業」「炭坑」が続く。「その他」の内訳は、林業、寮母、紡績、洗い張り、新聞配達、バタ屋、皿洗、部屋貸などで1～2人が就労していた。農・漁業の第一次産業を除き、旅館・飲食業関連のサービス業等に就いていた者が多く、独身者が多かった。なお松浦炭鉱では採炭夫の減少を女子労働者で補ったといわれる<sup>8</sup>。

「炭坑」に就労していた者は、男女あわせた場合69人で最も多い。男性は、1980年代まで多く、北松炭田の石炭採掘終了してから10年後である。女性は少数であるが、時期に関係なく入所が見られる。

#### (8) 入所時の病気・障害の状況

近年、疾病構造の変化、病名の改称、障害のとらえ方、健康に対する意識などが変化しており、開設時の1960年代とは異なる点がある。したがって、病気・障害のある者と健康な者の境界が不明な者も多く、全体の割合が明確にできず傾向を見るにとどまる。身体障害に関しては障害者手帳から、精神的疾患及び知的障害、認知症に関しては医師の診断書から抜粋し分類化した。

表7では、単独の4障害のうち「身体障害」をもつ者が最も多いが、年度間の格差はほとんどない。しかし、近年「認知症」をもつ者が増加傾向にある。「その他」は重複障害者で、「身体・精神障害」「身体・知的障害」「身体障害+認知症」「精神障害+認知症」「身体・精神・知的障害」「精神・知的障害」「精神・知的障害+認知症」などが含まれている。

1960年代から1970年代前半では約4割に健康状態に関する記載が認められなかった。また「健康」と記載されている者は約2割であったが、その中に「変質者」「麻薬歴あり」「偏屈」「軽

表6 入所直前の職業

単位：人

	職業	1960～1969	1970～1979	1980～1989	1990～1999	2000～2003	年度計
男性	炭坑	14	17	13	1	2	47
	農業	5	7	6	5	3	26
	半農半漁		1	1			2
	漁業	2		5	2		9
	建設業	3	2	4	2	1	12
	出稼ぎ		2	1	1	1	5
	日雇	3	3	3			9
	家事手伝	1	1			1	3
	なし	1		2		1	4
	その他	6	20	11	8	5	44
	不明	53	13		2		91
	計	99	66	46	21	14	257
女性	炭坑	6	5	5	5	1	22
	農業	3	12	12	9	2	38
	半農半漁				1		1
	漁業	1		2	1		4
	建設業	1	1	1	1	1	5
	日雇	2	3	3			8
	女中・家政婦・奉公・家事手伝	13	13	17	5	5	53
	仲居・芸者・旅館・飲食店	2	1	6	3	2	14
	飲食店経営・商店経営		3	2	3		8
	和裁・縫製	3	1	2	1		7
	行商	2	3	2	2	1	10
	なし	2		3	2	1	8
	その他	8	6	13	10	7	44
	不明	29	17	6	14	19	118
	計	72	65	74	57	39	340
総計	171	131	120	78	53	553	

注) 業種名については、時代背景の重要性から当時の名称をそのまま使用 注) 4月1日集計

率」「横着」「愚鈍」「勝気」「独善傾向」などが付け加えられている者も各1人ずつ認められた。また、1970年代後半から1990年代前半で「健康」と記載されている者は約8%程度で、1990年代後半から2003年までで「健康」と記載され

ている者は1%弱であった。

以上の点から、近年「健康」な者の入所者は減少し、多くの者が何らかの病気・障害をもって入所しているが、これが再就職の機会を得られない要因になっていると考えられる。

表7 入所時の病気・障害の状況

病気・障害 入所年	身体障害	精神疾患	知的障害	認知症	その他
1960～1969	4	4	2		
1970～1979	7	3	1	4	2
1980～1989	9	8	5	11	7
1990～1999	14	6	2	17	5
2000～2003	5	5	4	23	4
計	39	26	14	55	18

注) 単位：人

## V 考察 - A養護老人ホーム設置の意義

施設設置の意義を考えると、設置者側と入所の対象者側の2つの側面がある。前者は、「共同利用施設として財政上・運営上の意義」である。後者は、施設職員が述べた「行く場を失った高齢者の保護」と、施設設置案を出した町長の「教育的意義」である。そこで、後者の2点についてその意味を考えたい。

### 1. 行き場を失った高齢者の保護

北松炭田地域の中核産業である採炭事業の終了は町の様相を変えたといわれるように、それに従事する炭鉱労働者の存在及び影響は大きいものであった。施設入所者の実態を振り返ると、「入所時年齢」では、年齢が次第に上昇傾向になるが、同時に病気・障害をもって入所する者が増加した。特に年々、認知症をもつ者が増加し時代を反映する。「性別」では圧倒的に女性が多いが、これはまず女性の長寿化が挙げられる。また、1960年前頃より離婚が増加し、職をもたない女性にとって生活は困窮化した。当時の女性は正規職員としての職業をもっているものは少なく、今日の年金等の社会保障制度の対象になりにくい者たちであったことが自立を困難にしたものと考えられる。「入所時の本籍地」

「入所前住所」「入所前の住まい」では、北松浦郡及び長崎県に本籍をおき、住所は鹿町町中心に近辺に広がり、大半が1市11町2村及び隣接する平戸市、佐世保市であった。しかも在宅からの入所者が多い。このように多くの収容者のニーズは、共同利用施設としての意義にもつながる。また、「入所理由」では、病気・障害により心身の状態が低下する中、同居者からの介護が受けられない、あるいは、住むところがない、経済的困難等が挙げられる。つまり労働者層である扶養者（子ども）が採炭事業の低迷・終了により住まいを離れなくてはならない、あるいは他の地域へ職を求めて移動を余儀なくするために、介護ができにくい状態になったことが推察される。また、「入所前の職業」では、農・漁業関係者以外は、石炭産業に関連した職種に従事していた者が多く、その経済動向は生活に大きく影響を与えたことが伺える。

炭鉱労働者は、一般に職員、鉱員、組夫の三層に区分され、組夫は下請け鉱員で臨時夫も含まれる。小林ら<sup>7)</sup>は1973年から約1年かけて夕張地区9社267人に対し炭鉱労働者三層の特質（学歴・炭鉱経験・賃金・家族類型）について調査した。その結果、「学歴」について、職員層は概ね旧制中学校・工業学校以上で、鉱員層は大半が義務教育段階までで、組夫層も同様な

傾向であった。「炭鉱経験」について、職員層は全員が24歳以前、多くは20歳未満で入職、鉱員層はこれより若干高い程度、組夫層は30歳以上で炭鉱に入った者が半数近くを占めた。しかも職員層は全修業年数と炭鉱経験年数と現企業経験年数とが一致しているのに対し、鉱員層、特に組夫層になると就業年数が長いにもかかわらず現職が極めて短い。つまり職業移動が高年齢になってから激しくなっている。「賃金」について、職員層は固定給で社内預金等を除き平均手取り17.5万円、鉱員層と組夫層は平均では大差はないが、完全請負制の組夫の中には職員と同じような収入を得ていた。したがって組夫だから賃金が安いというわけではない。しかし、不安定な給付体系や現物支給部分及び社会保障における劣悪さを考慮すると、総体として職員・鉱員・組夫の賃金に格差があった。この賃金格差は「家族類型」とも関連する。職員・鉱員・組夫と子ども数が多くなり、職員は高い賃金で子どもが少なく、老親扶養は多い。組夫の場合は親・兄弟との関係が疎遠になっていた。したがって、老後に介護など生活問題が生じやすいのは高年齢になってからの職業移動が激しく、不安定な収入で、子供も多い組夫層であった。

また炭鉱職員は、石炭産業が活況時の昭和20年代は、原則として大学卒業者及びそれに準ず

る知識を有する者の中から採用されていた。30年代後半以降、石炭産業が衰退していく中で、高学歴職員採用が困難となる一方、「合理化」過程の中で大量の人員整備により職員の補充が必要になった。企業は労務管理政策のうえからも鉱員の中から優れた知識・技能を有し、しかも企業の経営方針を受け入れる者を職員として登用する制度を復活した<sup>9</sup>。このように、合理化はすなわち機械化であり、それに対応できる優れた知識・技能を持つ鉱員は職員へ、持たない鉱員は組夫と同じ処遇へと降りていく。また組夫も同じく知識・技術を持たない者は他の鉱業へ、開抗された炭鉱へと移動していく。加えて高齢化は処遇には不利な要因となった。

表8は、A養老院が開設された1960(昭和35)年の北松炭田地域1市7町の炭鉱の概況である。鉱業権者数53、職員2,085人、常備労働者15,968人である。可採炭量は221,961千tに対し34年度出炭量2,618千tで、1%程度の採炭量である<sup>9</sup>。可採炭量に対し低額な海外炭の輸入やオイルショック、企業の合理化・機械化と人員整備による石炭産業の不況は、町の経済に大きく影響を与えたものと考えられる。合理化・機械化に対応できる組夫は他県の炭鉱地へ移動を繰り返していくが、同時に親・兄弟とも疎遠になっていく者が多い。のちに病気・障害をもつ高齢者となり転職も困難で行き場を失う。した

表8 1960(昭和35)年の北松炭田地域の炭鉱

	松浦市	江迎町	小佐々町	佐々町	鹿町町	世知原町	福島町	吉井町	計
鉱業権	13	5	4	13	4	4	2	8	53
職員(人)	425	312	116	303	405	240	193	91	2,085
常備労働(人)	3,573	2,568	860	2,418	2,517	1,904	1,477	651	15,968
34年度出炭(千t)	579	423	128	553	128	359	366	82	2,618
可採炭量(千t)	93,784	4,609	4,949	20,268	5,585	83,311	3,231	6,224	221,961

出典：前川雅夫『炭鉱誌 長崎県石炭史年表』葦書房、1990年、786～787ページより転記。

がって、1959（昭和34）年に制定された炭鉱離職者臨時措置法からも漏れてしまい、施設への入所となったと考えられる。

以上の点から、行き場を失った高齢者を保護し、生活の安定と自律を進める上で施設設置の意義はあったといえる。

## 2. 教育的意義

施設設置に対する町長の「教育的立場からの意義」について考察したい。当時の炭田地域においては度重なる坑内事故、繰り返す閉鉱と開鉱、解雇・失職、賃金の未払い、これらによる生活の困窮化、欠食児童・生活保護家庭の増加、子どもの不良化、主婦の売春等が絶え間なく続いていた。特に高齢者の再就職は難しく、病気・障害は家族の精神的・経済的負担をさらに強める。子どもたちを取り巻く環境を整えるための方策の一つとして養老院建設に至ったと考える。

1市11町2村の松浦市の場合、採炭事業はやはり町の産業の中心で220年の歴史を持つ。北松浦半島の北部にあるが、東は伊万里と境を接し、西は田平町、江迎町、南部は吉井町、世知原町の各町と接し、北部は松浦湾を抱き、海を隔て、市の前面に福島町、鷹島村を望む位置にある<sup>10</sup>。採掘された石炭は外国船や四国の製塩業者へ販売された。1951（昭和26）年から次々と操業が始まり、1954（昭和29）年をピークにその後次々と閉山。1969（昭和44）年に全ての炭鉱が姿を消した。1960（昭和35）年当時の炭坑数は大小合わせ13鉱業、職員及び常傭労務者（鉱夫）は総勢3,573人であった<sup>11</sup>。これに臨時夫といわれ、炭坑間を転々と移動していく者の数を含めて考えた場合、相当の炭鉱関係者数に上ることが想定される。

さて、昭和30年代前半の松浦市の街の状況の

一端を、『炭鉱史』から抜粋し、資料として下記に示した<sup>12</sup>。当時の松浦市には、試掘鉱区と採掘鉱区があったが、前者で19区、後者で大小40を超える鉱山があったものと思われる。またその鉱業権者には大小さまざまな会社や個人経営者が含まれていた。その中に小規模の中島鉱業や大手の中興鉱業もあった。坑内の出水や事故も多く、閉鉱と開鉱は頻繁に繰り返されていた。そのため会社側は賃金や税金の未払い額が増大した。一方、炭鉱労働者とその家族の生活は困窮化し、開鉱された場所を求めて転々とした。タケノコ生活といわれるように、手持ちの家財道具や衣料品などを売りながら生活費を捻出する暮らしをつないでいたことが分かる。家を失い集団で野宿する者たちもいた。このような町の産業の低迷化は家族の生活、特に弱者といわれる高齢者や子どもたちへの影響は大きい。

以上、高齢者を保護することにより家族の負担を軽減することが子どもたちの育成及び環境の改善につながるという意味において施設設置の意義はあったといえる。

### 資料 昭和30年代前半の松浦市の状況

昭和30年（1955）

4月中島鉱業全山休山 5月調川 江口  
吉松 大小松の各鉱あり  
調川小(1,362人)欠食児 = 10日180人、  
16日250人。調川中(633人)欠食児  
= 10日54人、16日88人  
失業保険満期 炭鉱スクラップ売り食  
い タケノコ生活  
家財売り尽くし、子供は早退しツワ、  
ワラビ取りで飯代り、売り歩き、不  
良が横行しPTAと学校との話し合  
いで10日から小、中女子は集団下  
校、4時まで帰宅商店にも波及、農  
家は野菜、飯、果物ドロが相次いだ  
6月未払い賃金700万円公租1,000万円、資

材未払い500万円借入1,000万円、計3千数百万円中島鉱業休山で金ぐりつかず従業員家族1,300人危機

6月(松浦)欠食児2,000人うち炭鉱関係6割

昭和31年(1956)

1月中島鉱業は20数億の負債で経費節減のため元中島の大志佐、志佐・・・各炭鉱住宅の元鉱夫416世帯に1月31日まで家屋明け渡しの請求(住人)失対人夫や生活保護、1月7日松浦市議会に善処陳情、(市)早期解決困難の見通し

2月20日(松浦市)徴税・・・昭和30年度5,600万円、昭和31年度1,400万円計7,000万円滞納ありたり

昭和33年(1958)

5月8日江口 中興鉱業、古洞より出水死者29人(5月5日頃)ガスが出、出水の兆候(5月7日)坑内で大きな地鳴り、地盤がゆるみ地下水・・・発見・・・38人のうち9人脱出、29人絶望・・・出水の2抗閉鎖、3抗開抗、128人解雇・・・

昭和34年(1959)

9月下旬(松浦市)炭鉱離職者そのまま炭鉱住宅居住、300世帯、離婚増加(今福町)住の谷抗跡、保護世帯33が集団生活、月6500円の生活保護、電灯は数年前からストップ、飲料水は炭鉱住宅下の川水・・・弁当がなく運動会の数日前から休んでおく児童・・・

出所：松浦市『炭鉱史』商工観光課、平成5年、76～81ページより転記(一部改変)

## Ⅵ おわりに

北松炭田地域にあるA養護老人ホームとそこに暮らす人々の歴史の約44年間を、当時の社会背景から俯瞰してきた。その結果、①エネルギー革命による炭鉱の閉山で仕事を失い生活に困窮する高齢者とその家族が多く発生してしまった。②仕事を求めて他県の鉱山等への人口移動

が起こり核家族化によって高齢者の介護が困難となった。③病気や障害のため炭坑離職者臨時措置法の対象からも漏れてしまった「行き場のない高齢者」が多く発生してしまった。④子どもの育成と環境を改善するため高齢者を保護する必要があった。以上4点の社会的背景から救済的な養老院の必要性が増大し、1960年1建設、1963年の老人福祉法による養護老人ホーム建設への名称変更へ至ったということが明らかとなり、その施設設置の意義の大きさを知ることができた。

今回の研究は、1960年から2004年の町行政下にあった44年間を対象としているが、その後A養護老人ホームは民間へ委譲され、入所者も高齢化によって認知症高齢者が増えている。今後もA養護老人ホームで暮らす高齢者の実態とその社会的背景を把握していくことは意義があると考えられ、今後の課題としたい。

## 注

- 1 厚生省社会局老人福祉課監修(1987年)『改訂老人福祉法の解説』中央法規出版、3～6ページ。
- 2 養護老人ホームしかまち(2010年3月)『創立50周年記念誌 養護老人ホームしかまち』2ページ。
- 3 田中智子(2010年)「戦後の三池炭鉱における労務管理と労働者の抵抗に関する研究 三池炭鉱が内包した問題に着目して」『佛教学大学院紀要 社会福祉学研究科篇 第38号』61ページ。
- 4 前川雅夫(1990年)『炭鉱誌 長崎県石炭史年表』葦書房、594～602ページ。
- 5 時事通信社(1955年)『日本労働年鑑第28集1956年版』、189～190ページ。
- 6 田中直樹(1969年)「戦時下における炭鉱労働者について 労働力構成を中心にして」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 第9号』28ページ。
- 7 小林甫、中川勝雄、岩城完之「炭鉱労働者の生活史分析に関する一考察：労働者三層(職員・鉱員・組夫)の比較分析」『北海道大学教育学部紀要27、1976年』48～51ページ。
- 8 前掲書7) 51ページ。
- 9 前掲書4) 786～787ページ。
- 10 松浦市(1993年)『炭鉱史』商工観光課、2ページ。
- 11 前掲書4) 786～787ページ。
- 12 前掲書10) 76～81ページ。



### 参考文献

- 長崎近代化遺産研究会（2013）『長崎県近代化遺産めぐり 夢の遺産 石炭・造船・防衛』長崎新聞社。
- 河野亮永（1969年）『特集・都市化と老人問題 老人ホームの課題』調査季報 横浜市都市経営局政策課 第23号。
- 鹿町町郷土誌編纂委員会（2004年）『鹿町町郷土誌』鹿町町。